

日本機械学会畠山賞規定

制定 1960-10-07
改正 1980-01-09
1997-03-19
2001-03-21
2001-06- 5 (庶務理事会)
2006-07-11
2008-11- 4
2017-02-14
2018-02-13

(目的)

第1条 この規定は、表彰部会に関する規定第7条により、公益財団法人荏原 畠山文化財団からの助成金による優秀卒業生表彰に関する事項を定める。

(名称)

第2条 この規定による表彰を日本機械学会畠山賞（以下「畠山賞」という）という。

(授賞対象者)

第3条 畠山賞の授賞対象は、次のとおりとする。

1. 下記の機械工学系教育組織（学科ならびにその集合教育組織、あるいは学科に準ずる機械系教育組織やその集合教育組織）の当該年度の卒業生で人格、学業ともに優秀な者とする。
 - (1) 大学機械工学系教育組織
 - (2) 短期大学機械工学系教育組織
 - (3) 工業高等専門学校機械工学系教育組織
 - (4) その他（機械工学に関係の深い学科等機械工学系学科教育組織のうち特に表彰部会の審議を経て理事会で決定した機械工学系学科教育組織）
2. その他、上記機械工学系教育組織の卒業生と同等以上に優秀と認められる者とする。

(表彰)

第4条 表彰は、賞状と副賞（賞名入り記念品）の贈与をもって行う。

(贈与件数)

第5条 畠山賞を贈る件数は、1機械工学系教育組織につき毎年1名を原則とする。

(授賞)

第6条 授賞は、各学校においてこれを行う。

(受賞者)

第7条 畠山賞の受賞者は、毎年2月末日までに各学校機械工学系教育組織より推薦されたものとする。

(受賞者の公表)

第8条 畠山賞の受賞者の氏名および学校名は、毎年、本会ホームページ上に公表するものとする。

(経費)

第9条 畠山賞に必要な諸経費は、公益財団法人荏原 畠山文化財団よりの助成金をもって充当する。

附 則

1. 第3条2項は、所謂「飛び級」制度による進学者を指すものとする。
2. 第5条の件数は、原則として以下の基準により定める。
 - ①機械工学系教育組織の該当学生数（機械工学系カリキュラムを履修し卒業する見込みの学生数）が20名以上100名以下の場合、1名とする。
 - ②機械工学系教育組織の該当学生数が100名を超える場合は、200名までについて1名を加え、201名を超える場合は、2名までを追加申請できるものとする。該当学生数が20名に満たない場合は、0名を原則とする。
 - ③件数の追加修正に関する決定は、表彰部会の議を経てこれを行う。

以上